

標記の件、今年度も引き続き処遇改善計画および加算について各行政機関へ申請いたします。

つきましては、処遇改善計画内容を下記の通りお知らせいたします。

本計画にある金額については、運営状況、人員配置状況、その他の事由により変動する可能性がありますので、予めご了承ください。

尚、本計画は各行政機関の審査承認を得る必要がありますので、対応を変更する場合がありますことを申し添えます。

## 記

### 【 実施期間 】

2024年4月給与(4月支給)より実施 (2025年3月給与までの1年間)

### 【 実施対象者 】

- ・ 介護職員処遇改善加算に関する手当等：介護職員（看護職員は対象外）
- ・ 介護職員等特定処遇改善加算に関する手当：小規模多機能介護職員  
（看護職員は対象外）
- ・ 介護職員等ベースアップ等支援加算：介護職員・その他職員  
（看護職員・介護事務職含む）
- ・ 介護職員処遇改善支援補助金：介護職員・その他職員  
（看護職員・介護事務職含む）

### 【 改善内容 】

#### ● 介護職員処遇改善加算に関する手当

##### 1) 基本給による改善

##### 2) 勤続手当による改善

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| ①勤続5年以上の常勤介護職員   | 3,000円/月  |
| ②勤続8年以上の常勤介護職員   | 5,000円/月  |
| ③勤続10年以上の常勤介護職員  | 10,000円/月 |
| ④勤続10年以上の非常勤介護職員 | 3,000円/月  |
| ⑤勤続15年以上の非常勤介護職員 | 5,000円/月  |

- 3) 資格手当による改善 ※職務内容により、複数の資格手当支給。
- ① 常勤介護職員で「介護福祉士」の資格を有するもの  
5,000 円～10,000 円/月
  - ② 常勤介護職員「介護福祉士」の資格を有さないもの ※資格に応じて異なる  
1,000 円～ 10,000 円/月
  - ③ 非常勤介護職員(時給者) ※資格・勤務形態に応じて異なる  
+10 円～+120 円/時給
- 4) 休日手当による改善 ※但し、夜勤者は除く。
- ・土曜日、日曜日、祝日(日本政府が定めた祝祭日)に勤務した常勤介護職員  
1.500 円/日
  - ・土曜日、日曜日、祝日(日本政府が定めた祝祭日)に勤務した非常勤介護職員  
+100 円/時間
  - ・12月31日～1月3日に勤務した常勤介護職員  
3,000 円～5.000 円/日
  - ・12月31日～1月3日に勤務した非常勤介護職員  
+300 円/時間
- 5) 昇給による改善  
4/1 を基準にして満1年以上勤務した常勤介護職員
- 6) 賞与による改善
- 7) 以上の賃金改善における法定福利費等の費用

● 介護職員等特定処遇改善加算に関する手当の支給

- 1) 特定処遇改善による改善として【職能手当】増額
- 常勤介護職員で「介護福祉士」の資格を有するもの
    - ・勤続3年以上 5,000～10,000 円/月
    - ・勤続10年以上職員 15,000～20,000 円/月
  - 非常勤介護職員で「介護福祉士」「介護支援専門員」の資格を有る職員  
+30～+100 円/時間
- ※但し、非常勤介護職員には職能手当がないため、【資格手当】増額とする。
- 2) 昇給による改善  
小規模多機能勤務の常勤介護職員であり、「介護福祉士」の資格を有するもの
- 3) 賞与による改善
- 4) 上記の賃金改善における法定福利費等の費用

● 介護職員等ベースアップ等支援加算に関する手当の支給

1) 処遇改善支援手当による改善

- 常勤介護職員 4,000～6,000 円/月額
- 非常勤介護職員 +20～+40 円/時給

2) 職能手当による改善

- 常勤職員 1,000 円～20,000 円/月額
- 常勤職員（小規模多機能） 1,000 円～40,000 円/月額

● 介護職員処遇改善支援補助金に関する手当の支給

※令和6年2月～5月の4か月間のみ

1) 昇給による改善

2) 介護職員処遇改善支援補助金による改善として【処遇改善支援手当】増額

- 常勤介護職員 1,000～4,000 円/月額
- 非常勤介護職員 +10～+30 円/時給

※介護職員処遇改善支援補助金終了後は、新設処遇改善加算に乗っ取る。  
今回、増額した金額を無くすことはない。

※ ●に関して、法人の判断で支給金額が決定する。